令和８年６月１日

保 護 者 の 皆 様

三原市立第三中学校
校　　長　　三村　章文

大雨・台風等に対する非常措置（避難情報の警戒レベルを含む）について【改訂版】

初夏の候　皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本校の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび気象庁が発表する防災気象情報の名称変更に伴い、「大雨・台風等に対する非常措置（避難情報の警戒レベルを含む）について」の一部を改訂いたしました。

つきましては、大雨・台風等による気象警報や避難情報発令時における生徒の安全確保のため、下記の内容をご確認いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、今後の対応につきましては、変更の連絡がない限り、本資料に基づいて実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

★テレビ・ラジオ・インターネット等の報道機関において★

①三原市又は三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に「大雨」「氾濫」「土砂災害」「暴風」「波浪」「高潮」警報（危険警報・特別警報を含む）が発令されている場合。
②学校所在地に、警戒レベル４「避難指示」またはレベル５「緊急安全確保」（以下、「警戒レベル４等」と言う。）が発令されている場合。
①または②が発令されている場合の生徒の対応については、次のとおりとします。
※学校からは連絡しません。

（１）午前６時の段階で、上記警報または「警戒レベル4等」が発令された場合。
⇒自宅待機とします。

（２）午前６時以降登校時間までに、上記警報または「警戒レベル4等」が発令された場合。
⇒自宅待機とします。

（３）午前８時30分までに、上記警報または「警戒レベル4等」が解除になった場合。
⇒10時２０分までに登校し、3校時から授業を開始します。※給食はあります。

（４）午前１１時までに、上記警報または「警戒レベル4等」が解除された場合。
⇒１３時までに登校し、5校時から授業を開始します。※給食はありません。

（５）午前１１時の段階でも、上記警報または「警戒レベル4等」が発令されている場合。
⇒その日は臨時休校とします。
※臨時休校の場合も含めて、自宅待機の場合は外出をさせないでください。

（６）登校後に上記警報または「警戒レベル4等」が発令された場合、状況により一斉下校等を行う場合があります。その場合、すぐーる配信や電話等で保護者連絡します。

（７）学校所在地外から通う生徒の居住地域に、「警戒レベル4等」が発令されている場合についても、上記警報（特別警報を含む）と同じ対応になります。

（８）警戒レベル3「高齢者等避難」発令時は、登校となります。

～次のことを必ず確認して下さい～

○ テレビ・ラジオ・インターネット等で気象情報を確認の上、判断してください。

○ テレビ局によって情報が違う場合は、**NHKの警報を基準**とします。

○ **「警報」と「注意報」とを間違えないようにしてください。**

○ **他地区の情報と間違えないようにしてください。**

○ 「自宅待機」「臨時休校」となった場合、被害防止のため生徒は自宅待機、外出禁止です。

○ 増水した河川や海岸へは、絶対に近づかないでください。

○ 危険箇所等の情報がありましたら、市役所または学校へご連絡ください。

○ 休校等の際は、「授業数確保」のため授業を別の日に振替えることがあります。

○ 土・日・祝日の部活動及び長期休業中（土・日・祝日も含む）の部活動については、午前6時の段階で警報が出ていれば、その日の部活動はすべて中止とします。

緊急の連絡先　**第三中学校　　６２－３２１３**